

朝 監 第 12 号

平成 28 年 6 月 21 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様

朝来市議会議長 山 本 正 之 様

朝来市監査委員 松 田 理 明

同 太 田 則 之

平成 27 年度指定管理者監査の結果について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定により実施した指定管理者監査の結果について、  
同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

# 平成27年度指定管理者監査報告書

## 1 目的

公の施設の指定管理者の指定手続きは適正に行われているか、施設の設置目的を効果的に達成するための管理・運営がなされているか、担当部課における指定管理者に対する指導及び監督が適切に行われているかについて検証した。

## 2 監査の対象

対象施設	指定管理者	担当部課
朝来市斎場	株式会社 五輪 代表取締役 宮元 幸司朗	都市環境部 環境課

## 3 監査の実施日 平成28年2月29日から平成28年3月23日

## 4 監査の方法

監査の着眼点に基づき指定管理者及び担当部課に対し、関係諸帳簿の資料提出を求め、当該施設の指定管理の状況について管理・運営（施設利用の状況等）が適正になされているか、事務局職員による予備調査として書類審査及び3月16日には実地調査を実施した。さらに、本監査として3月23日に監査委員出席のもと、担当部課職員より概要説明及び現在認識している課題並びに今後の事業概要について、指定管理者より運営状況についてそれぞれ説明を受け、監査委員の質疑応答により監査を行った。

なお、予備監査及び本監査は、担当部課及び指定管理者とも担当部課が所在する庁舎にて実施し、指定管理者が管理する対象施設を視察した。

## 5 監査の着眼点

### (1) 担当部課

- ① 指定管理者の指定続きは適正・公平に行われているか。
- ② 基本協定、年度協定は適正に行われているか。
- ③ 指定管理料の算定、支出の方法、時期、手続等は適正に行われているか。
- ④ 報告書等の内容及び経費の内訳について検証されているか。
- ⑤ 指定管理者への指導及び監督は適切に行われているか。
- ⑥ 施設の管理に当たっての課題・問題、今後の方向性等について

### (2) 指定管理者

- ① 施設の管理運営について
  - ・基本協定に基づく業務が適切に行われているか。
  - ・利用料金等の収納事務は適正に行われているか。
  - ・施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また他の事業との会計

区分は明確になっているか。出納関係帳簿、記帳等は適正になされているか。

② 業務実績について

・協定に定められた報告書及び決算書が期日までに提出されているか。

③ 施設の管理に当たっての課題・問題、今後の方向性等について

6 施設の概要及び指定管理等の状況

(1) 施設の概要

所在地	朝来市山東町大月 23 番地 2
設置	平成 14 年 4 月 1 日 「セレモニーホールやすらぎ」 供用開始
目的	地方自治法第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき火葬及び葬儀を行うため設置されたもの。
施設の規模	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）平屋建（一部中二階） 延床面積 1,798.48 m <sup>2</sup>
事業概要	朝来郡広域行政事務組合（生野町、和田山町、山東町、朝来町の 4 町で構成） 総事業費：1,370,000 千円
経過	平成 14 年 4 月：朝来郡広域行政事務組合施設として供用開始 平成 17 年 4 月：4 町合併し朝来市発足 施設は朝来市に移管し直営 平成 19 年 4 月：第 1 期指定管理者に「株五輪」を選定 期間は 5 年間 平成 24 年 4 月：第 2 期指定管理者に「株五輪」を選定 期間は 5 年間

(2) 指定管理の状況

区分	内容
指定管理の目的 (募集要項)	平成 15 年 6 月に地方自治法が改正され、民間事業者が指定管理者として公の施設を管理することが出来るようになり、平成 19 年 4 月から、安定した施設運営と効率的な事業運営を図るため指定管理者制度を取り入れたもの。
指定管理者の指定方法	公募により選定
公募期間	平成 23 年 12 月 12 日から平成 23 年 12 月 16 日まで
選定委員	8 人（市民委員 3 人・学識経験者 5 人）
指定管理期間	平成 24 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで（5 年間）
議決日	平成 24 年 3 月 29 日
利用料金制の有無	有

【経営状況】（4年目5年目は年間見込）

（単位：千円、人）

科目等	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
収支状況						
収入（指定管理料）		32,541	32,686	33,953	34,101	34,369
支出（事業者負担）		32,762	32,890	34,086	34,101	34,369
（内、人件費）		(18,867)	(18,867)	(19,406)	(19,406)	(19,406)
（内、光熱水費）		(3,098)	(3,294)	(3,547)	(2,963)	(2,963)
（内、業務管理費）		(10,797)	(10,729)	(11,133)	(11,732)	(12,000)
収支差引		△221	△204	△133	-	-
職員数		4	4	4	4	

【施設利用者数】（平成27年度は12月末時点）

（単位：件）

区分	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火葬棟		630 (11)	657 (7)	657 (13)	447 (7)	-
葬祭棟		227 (0)	244 (0)	200 (4)	149 (0)	-
計		857 (11)	901 (7)	857 (17)	596 (7)	-

※ ( ) は市外利用者の件数（内数）

【施設の使用料収入】（平成27年度は12月末時点）

（単位：千円）

区分	年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火葬棟		15,695	15,915	15,375	10,835	-
葬祭棟		6,385	6,788	6,064	3,678	-
計		22,080	22,703	21,439	14,513	-

### (3) 施設修繕の状況

年	市（主なもの）	指定管理者（主なもの）
24	火葬炉修繕 1,575 千円	電気設備手直し
25	火葬炉修繕 2,993 千円	冷温水器 空調機
26	火葬棟空調機修繕 4,298 千円 葬祭棟待合室空調修繕 1,231 千円 火葬炉設備修繕 3,942 千円	太陽光等修理 玄関ホール空調修理
27	火葬炉設備修繕 3,532 千円	誘導灯バッテリー交換 放送設備修理

※指定管理者は、1件10万円未満の修繕費を負担する。

## 7 監査所見

### (1) 指定管理者選定について

当施設は、旧朝来郡広域行政事務組合が整備し、平成17年4月の4町合併によって朝来市に移管された。移管時は市直営の施設として運営していたが、公の施設は指定管理者制度によって民間事業者が管理できることから、指定管理者の公募を行った結果株式会社五輪（以下「株五輪」とする。）が第1期目の指定管理者に選定された。平成19年4月から平成24年3月末までの5年間の契約期間が満了したため、第2期目の指定管理者を平成23年12月から公募したが、応募者は株五輪のみであった。選定に当たっては、「朝来市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」の規定により選定委員会が設置され、応募者によるプレゼンテーション及びヒアリング等が実施された。選定委員会の総合的な判断の下、審査が行われ事業者の決定がなされており、指定管理者の選定に当たって特に問題点は見受けられなかった。

### (2) 担当部課の指定管理者への指導及び監督について

協定書に基づく指定管理者からの事業報告書は規定どおり担当部課に提出されており、業務実施状況についても毎月報告されている。ただし、定例会的な打合わせは実施されず、必要がある場合のみ実施されている。指定管理者と施設の運営に当たっての問題点や課題を共有することは、施設の運営にとって重要なことと考えられるので、定期的な打合わせの場を持ち指定管理者との意思疎通を十分に図り、施設の運営について積極的な指導及び監督に努められたい。

また、施設は平成14年4月の供用開始から14年経過し老朽化が進んでいるようである。平成28年度以降、計画的な火葬炉の修繕が予定されているが、その他の施設・設備を含め補修が必要なものは施設利用者の利便性や安全性を考慮し、厳粛な雰囲気を保つことが必要な場であることを念頭に、指定管理者と十分協議し施設の計画的な改善を図られたい。

(3) 指定管理者の施設の管理運営について

(表1) (平成27年度は12月末時点)

(単位：人)

施設の利用状況	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
火葬棟	630	657	657	447	-
葬祭棟	227	244	200	149	-

施設の利用について、火葬棟は増加傾向にあるが、葬祭棟（式場 120 席）については減少傾向にある。これは、民間のセレモニーホールの利用と、家族葬など少人数で執り行われる葬儀が増えたことにより、葬祭棟の利用が減少してきたとのことである。施設は、休業日（1月1日から1月3日まで）を除き年間を通して利用でき、4人の職員で運営管理されている。職員は、計画的に勤務の割り振りや休暇取得をされているが、予定外の急な事態が生じた場合は、指定管理を受託している近隣の事業所と連携して対応し、全国的に展開している事業者のメリットを生かし安定した運営をしているとのことである。さらに、電力自由化による新電力会社への切り替えや、施設の延命化を図るための長期的な修繕計画の提案など、さらなる施設維持管理経費削減について検討しているとのことであり、これらの対策について評価したい。平成24年度から利用料の収納事務を受託され、利用者は施設利用時に使用料を施設で納付することになった。これにより、平成24年度以降未納が生じないようになっている。使用料の取り扱いについては、現状適切に行われているが、嚴重な取り扱いについて引き続き留意されたい。また、利用者アンケートに現れる意見を施設の運営に反映することや、利用者の心情に配慮したきめ細やかな心配りなどのサービス向上について引き続き務められたい。また、施設維持管理に必要とされる定期点検等は適切に実施されている。しかし、老朽化等によって修繕が必要な場所もあるとのことである。施設設備や建物等周辺環境の維持管理について担当部課と連携を密にし、適切な管理を引き続き実施していただきたい。

(4) 指定管理料について

(表2) (平成27年度は12月末時点、5年目指定管理料は見込)

(単位：千円)

区分 \ 年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目(参考)
	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
指定管理料	32,541	32,686	33,953	25,578	34,369
使用料	22,080	22,703	21,439	14,513	-
差引	10,461	9,983	12,514	11,065	-

指定管理料は、人件費を含めた施設の維持管理費用を根拠として算定されている。利用者が支払う施設使用料は、指定管理者が受領しその後市に全額納付されている。施設の運営のため市は指定管理者に毎年度約3千万円の指定管理料を支払っているが、使用料収入約2千万円を差引すると、市は施設の運営のため実質的に毎年度約1千万円の負担をしている。この施設は、収益的施設として位置付けることは難しく、

利用者に対する行き届いた心配りなどの良質なサービスの提供と安定した維持管理が必要な施設であると考えられる。住民サービスの向上を図るとともに、施設維持管理経費の縮減を図ることもその目的である。指定管理者が施設維持管理のため算定した費用について、経費縮減効果が発揮されているか、算定された経費は適切な経費となっているか、近隣の施設との比較などによって検証する必要があると考えられる。

## 8 まとめ

朝来市斎場の指定管理者である㈱五輪及び担当部課について監査を行った結果、指定管理者選定及び指定に関する事務、基本協定書及び年度協定書の締結に関する事務、施設の管理運営、会計経理等に関する事務並びに関連する事務の執行についておおむね適正に行われているものと認めた。

「指定管理者制度」は、公の施設を「多様化する住民ニーズに対し効果的・効率的に運営するため、民間活力の導入による質の高いサービスを提供し、競争原理によるコスト節減を図ること」を目的に、施設の使用許可等を含む管理・運営を民間事業者等に委託させることができる制度である。

施設の使用料収入は減少傾向にあるが、運営経費は増加傾向にある。適切な施設の管理運営と効率的な事業運営を引き続き行っていただきたい。